

滋賀県食品衛生法等施行細則

昭和 47 年 12 月 1 日滋賀県規則第 82 号

改正

昭和 62 年 6 月 15 日規則第 35 号

昭和 63 年 3 月 7 日規則第 5 号

平成 3 年 4 月 1 日規則第 29 号

平成 3 年 11 月 30 日規則第 64 号

平成 6 年 3 月 31 日規則第 17 号

平成 7 年 11 月 24 日規則第 85 号

平成 9 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 10 年 10 月 1 日規則第 61 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 59 号

平成 13 年 10 月 26 日規則第 105 号

平成 16 年 4 月 21 日規則第 36 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 24 号

平成 17 年 4 月 1 日規則第 32 号

平成 21 年 4 月 1 日規則第 18 号

平成 28 年 3 月 18 日規則第 26 号

〔滋賀県食品衛生法施行細則〕をここに公布する。

滋賀県食品衛生法等施行細則

一部改正〔平成 12 年規則 59 号〕

滋賀県食品衛生法施行細則（昭和 33 年滋賀県規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「省令」という。）および滋賀県食品衛生基準条例（平成 12 年滋賀県条例第 54 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 12 年規則 59 号〕

（へい死した獣畜または家きんの肉等の検査員）

第 2 条 法第 9 条第 1 項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員または食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 39 条第 1 項の職員とする。

一部改正〔平成 3 年規則 64 号・16 年 36 号〕

（検査命令書）

第 3 条 政令第 5 条第 1 項の検査命令書は、検査命令書（別記様式第 4 号）によるものとする。

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 12 年 59 号・16 年 36 号・28 年 26 号〕

（検査申請書）

第4条 政令第5条第2項の申請書は、検査申請書（別記様式第5号）によるものとする。
一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

（公衆衛生上の措置の基準の細目）

第5条 条例第3条第3項に規定する同条第1項の基準の細目は、自動車営業および特定簡易営業である場合であつて、営業の用に供する食品の加工または調理をあらかじめ行うときは、専用の営業施設を使用することとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

（調理等の方法が軽易な食品）

第6条 条例別表第3第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品とする。

2 条例別表第3第2の2の項および別表第5第2の1の項の製造および加工の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、焼菓子その他の販売に供する直前に加熱処理する食品であつて、その製造および加工の方法が簡易な操作によるものとする。

3 条例別表第5第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品であつて、その調理の方法が簡易なものとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

（営業許可申請書）

第7条 規則第67条第1項および第2項の申請書は、営業許可申請書（新規・継続）（別記様式第6号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成9年14号・16年36号〕

（承継届出書）

第7条の2 規則第68条第1項の届出書は、承継届出書（相続）（別記様式第7号）によるものとする。

2 規則第69条第1項および第70条第1項の届出書は、承継届出書（合併・分割）（別記様式第7号の2）によるものとする。

追加〔平成7年規則85号〕、一部改正〔平成9年規則14号・13年105号・16年36号〕

（許可証の掲示）

第8条 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、営業を行うときは、許可証を営業施設内の場所であつて外来者から見やすい位置に掲示するものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

（取扱種目の変更の届出）

第9条 許可業者は、次に掲げる営業の取扱種目の区分について、第7条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

（1） 飲食店営業では、仕出し屋または弁当屋の区分およびその他の区分

（2） あん類製造業では、あん製造およびほしあん製造の区分

（3） アイスクリーム類製造業では、アイスクリーム類製造、ソフトクリーム製造および氷菓製造の区分

- (4) 乳製品製造業では、発酵乳製造、乳飲料製造またはクリーム製造の区分およびその他の区分
- (5) 食品の冷凍または冷蔵業では、食品冷凍、食品冷蔵および冷凍食品製造の区分
- (6) 醬（しょう）油製造業では、醬（しょう）油製造およびアミノ酸醬（しょう）油製造の区分
- (7) めん類製造業では、生めん製造および乾めん製造の区分
- (8) 缶詰または瓶詰食品製造業では、缶詰食品製造および瓶詰食品製造の区分
- (9) 食肉処理業では、鳥肉および獣肉の区分
- (10) 食肉販売業では、鳥肉および獣肉の区分

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 12 年 59 号・16 年 36 号〕

（申請事項の変更の届出）

第 10 条 規則第 71 条の規定による申請事項の変更の届出は、営業許可申請事項変更届（別記様式第 8 号）を提出することにより行うものとする。

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 16 年 36 号〕

（休業等の届出）

第 11 条 許可営業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人（法人にあつては、その代表者または清算人）または配偶者その他同居の親族は、その旨を 15 日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 本人が死亡（法人にあつては、解散）または所在不明となつたとき。
- (3) 30 日以上休業しようとするとき、または 30 日以上休業している者で復業しようとするとき。

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 12 年 59 号〕

（監視指導施設の報告）

第 12 条 次に掲げる営業および施設の経営者または管理者は、業務を開始した日から 10 日以内に業務開始報告書（別記様式第 9 号）を営業の施設等の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

- (1) 法第 4 条第 7 項に規定する営業（政令第 35 条各号に掲げる営業を除く。）
- (2) 規則第 78 条各号に掲げるおもちゃの製造業または販売業
- (3) 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の者に食品を供与する場合における当該施設

2 前項の規定による提出をした者は、業務を行わなくなつたときは、その旨を 15 日以内に保健所長に報告するものとする。

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 12 年 59 号・16 年 36 号〕

（食品衛生管理者設置届）

第 13 条 規則第 49 条第 1 項の届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（別記様式第 10 号）によるものとする。

一部改正〔昭和 62 年規則 35 号・平成 16 年 36 号〕

（食品衛生責任者設置の報告）

第 14 条 許可営業者は、条例別表第 1 第 2 の 2 の項第 1 号の食品衛生責任者を置いたとき

または変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置（変更）報告書（別記様式第 11 号）を保健所長に提出するものとする。

全部改正〔平成 21 年規則第 18 号号〕

（乳牛等の疾病等の届出）

第 15 条 乳搾取業者は、搾乳の用に供する牛または山羊が省令別表の 1 法第 9 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める場合の部に掲げる疾病にかかり、もしくはその疑いがあり、または同部に掲げる異常があるときは、速やかに、その旨を保健所長に届け出なければならない。

全部改正〔平成 16 年規則 36 号〕

付 則

- 1 この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に法第 21 条の規定により許可を受けて営業している施設については、この規則による改正前の滋賀県食品衛生法施行細則（昭和 33 年滋賀県規則第 4 号。以下「旧規則」という。）第 12 条の規定は、昭和 49 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有し、この規則第 11 条の規定は、同日まで適用しない。
- 3 旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則にそれぞれ相当する規定がある場合は、この規則によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の規定により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

付 則（昭和 62 年規則第 35 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（昭和 63 年規則第 5 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 3 年規則第 64 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 12 条、第 15 条および次項（滋賀県食品衛生法施行細則（昭和 47 年滋賀県規則第 82 号）第 2 条の改正規定に限る。）の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、平成 7 年 3 月 31 日までの間は、これを使用することができる。

付 則（平成 7 年規則第 85 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 9 年規則第 14 号）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付 則（平成 10 年規則第 61 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成 12 年規則第 59 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 9 号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 13 年規則第 105 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現にある第 1 条から第 8 条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 16 年規則第 36 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 24 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 32 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 21 年規則第 18 号）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定、別表第 2 を削る改正規定および別記様式第 5 号から別記様式第 10 号までの改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 28 年規則第 26 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。